

プールの安全標準指針の体系

第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ

プール利用者の安全確保のため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき事項等について関係する省庁が統一的に示し、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくもの。

1-2 本指針の適用範囲(対象とするプール)

遊泳利用に供することを目的としたプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成。その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるもの。

